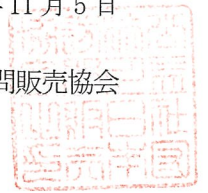


関係各位

公益社団法人日本訪問販売協会



『第 1 2 9 回消費者相談担当者講習会（オンライン）』開催のご案内

標記講習会は、ダイレクトセリング企業における適切な相談体制の確立を目指し、消費者問題委員会の企画により開催しています。テーマ・講師は別紙の通りです。本講習会は、原則オンライン（WEB会議ツール「Zoom」）による開催となりますが、会場での参加も可能（若干名）です。参加お待ちしております。

記

【日 時】令和 2 年 1 2 月 2 2 日（火） 1 3 時 0 0 分～1 5 時 3 0 分

【受講方法】「会場」か「Zoom」のどちらかを選択

※Zoomを選択された方には、開催前に招待URLをメール連絡し、配布資料を郵送いたします。

【定 員】会場：4 名 ・ Zoom：なし

【会 場】（公社）日本訪問販売協会 会議室（東京都新宿区四谷 4 - 1 細井ビル 7 階）

【申込方法】以下の申込票により 1 2 月 1 1 日（金）までに FAX 等でお申込みください。

【参加費】会員：7, 0 0 0 円 / 1 名様 ・ 会員外：1 0, 0 0 0 円 / 1 名様

※申込票を受理後、申込連絡者の方宛に請求書を送付しますので指定口座（請求書に記載）に 1 2 月 1 7 日（木）までにお振込みください。

【ご 注 意】録音・録画はご遠慮ください。会場に参加される方にはマスクの着用をお願いします。

【ご連絡先】（公社）日本訪問販売協会 事務局

Tel. 0 3 (3 3 5 7) 6 5 3 1 Fax. 0 3 (3 3 5 7) 6 5 8 5

第 1 2 9 回消費者相談担当者講習会 申込票

（令和 2 年 月 日）

企業・団体名（会員・会員外）※該当する方に○を付してください。	申込連絡者氏名
〒	部署等
ご住所	電話番号

参加者氏名	部署等	受講方法	メールアドレス ※Zoom参加の方は必ずご記入下さい	参加費
		・会場 ・Zoom		円
		・会場 ・Zoom		円
		・会場 ・Zoom		円
参加者合計	名		参加費合計	円

※Zoom参加で上記ご住所以外に資料の送付を希望される方は、本欄に御名前と送付先をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は本講習会の受付・連絡に使用いたします。

第129回 消費者相談担当者講習会（オンライン）

【日時】令和2年12月22日（火）

【場所】（公社）日本訪問販売協会 会議室

【方法】原則オンライン開催

【テーマ及び講師】

13:00～ 開会

13:10～ 「多重債務のカウンセリング活動と意義—2019年度レポートの事例—」（60分）

講師（公財）日本クレジットカウンセリング協会アドバイザーカウンセラー 尾川 尚子 氏
複数の業者から借り入れ、返済が困難になっている状況を多重債務という。多重債務といえば、金銭にだらしない人が陥るというイメージがあるが、多重債務相談者が借金をしたきっかけ、もっとも多い要因は、低収入や収入減により生活費や教育費などを補うためであるという調査結果がある。（公財）日本クレジットカウンセリング協会（以下「協会」という）では、クレジットや消費者ローンなど複数の債務の返済で困っている「多重債務者」からの相談に応じている。カウンセリングは、弁護士カウンセラーとアドバイザーカウンセラーが、債務整理に関する法律及び家計管理の両面から助言と支援を行い、また、心理的な問題を抱えた相談者の債務整理への取組みも支援する。さらに、相談者が希望し相談者の生活再建に有益である場合には、いわゆる任意整理（債務の減額や分割払いを債権者と交渉し、債務者の支払い能力に応じた弁済計画を立てる債務整理）を無料で実施する。多重債務を適切に解決するには、債務者自身の背景を知りその自立を促しつつ、一方で債権者との和解交渉を成立させなければならない。カウンセリング業務の体制。また、「若者や高齢世代の特徴的な事例」「解決が難航した事例」「心理ケア担当アドバイザーが活躍した事例」などを紹介。また、多重債務の未然防止のための取組み、完済事例が占める割合、相談者の債務の平均額、コロナ禍の影響などをうかがう。

<質疑応答>

14:10～

<休憩 20分>

14:30～ 「特定商取引法6条の2（合理的根拠資料提出）—過量販売への適用拡大—」（60分）

講師 高芝法律事務所 弁護士 高芝 利仁 氏
特商法6条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）は、商品等の効能等について誇大・虚偽の説明が行われたかどうかを判断するため、主務大臣が事業者に対しその効能・効果の根拠となる資料の提出を求めることができ、15日以内に提出されない場合は不実告知をしたとみなすことを定めている。見なされた事業者は行政処分（指示や業務停止命令）の適用対象となる。本条は平成16年に商品等の効能効果につき虚偽説明を行う業者の迅速な行政処分を可能とするため創設されたものである。他方、令和2年8月に公表された「特商法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書（消費者庁）」の中には、6条の2で定める合理的根拠を示す資料の提出がない場合は行政処分の適用に係る違反行為があったものとみなす対象に、専門的又は複雑な事項が多く違反行為の立証に時間を要する過量販売等を追加する旨が記載されている。この規定が新設された場合は、行政庁から過量販売を指摘された事業者は、過量販売に該当しないと根拠を示す資料を提出しなければ、違法行為をしたとみなされ処分の対象となり得る。本テーマでは、まずは、①特商法6条の2及び同運用指針の概要を解説し、次に②法6条の2の適用を過量販売にも拡大する背景、要因を探りつつ適正取引推進の観点から今後、事業者はどのような点に注意しなければならないか等を解説する。

<質疑応答>

15:30 閉会